

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月1日
【会社名】	株式会社村田製作所
【英訳名】	Murata Manufacturing Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村田 恒夫
【本店の所在の場所】	京都府長岡京市東神足1丁目10番1号
【電話番号】	(075) 955-6525
【事務連絡者氏名】	取締役 上席執行役員 経理・財務・企画グループ統括部長 竹村 善人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷3丁目29番12号
【電話番号】	(03) 5469-6111 (代表)
【事務連絡者氏名】	東京支社 管理部長 小杉 雅明
【縦覧に供する場所】	株式会社村田製作所 東京支社 (東京都渋谷区渋谷3丁目29番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第80回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当金を当社普通株式1株につき金110円とする。

第2号議案 定款一部変更の件

事業目的の追加、監査等委員会設置会社への移行及び責任限定契約の対象の変更を行う。

第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

監査等委員でない取締役として、村田恒夫氏、藤田能孝氏、井上 亨氏、中島規巨氏、岩坪 浩氏、竹村善人氏、石野 聡氏、重松 崇氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、田中純一氏、吉原寛章氏、豊田正和氏、上野 宏氏を選任する。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

監査等委員でない取締役の報酬額を年額7億円以内とする（ただし使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない。）。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額1億円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議の結果
第1号議案	1,726,285	25,118	187	98.56	可決
第2号議案	1,715,418	35,985	187	97.93	可決
第3号議案					
村田 恒夫	1,723,336	27,960	276	98.39	可決
藤田 能孝	1,723,287	27,069	1,216	98.39	可決
井上 亨	1,727,775	22,582	1,216	98.64	可決
中島 規巨	1,727,717	22,640	1,216	98.64	可決
岩坪 浩	1,727,733	22,624	1,216	98.64	可決
竹村 善人	1,727,716	22,641	1,216	98.64	可決
石野 聡	1,727,720	22,637	1,216	98.64	可決
重松 崇	1,733,987	17,312	276	99.00	可決
第4号議案					
田中 純一	1,684,763	65,583	1,216	96.19	可決
吉原 寛章	1,727,514	23,782	276	98.63	可決
豊田 正和	1,732,107	19,189	276	98.89	可決
上野 宏	1,736,130	15,166	276	99.12	可決
第5号議案	1,746,728	3,176	1,687	99.72	可決
第6号議案	1,749,466	1,350	772	99.88	可決

(注) 1. 第1号議案、第5号議案、第6号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

2. 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。

3. 第3号議案及び第4号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

4. 上記賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数は、本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計しています。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上